平準化事業、3つの視点と15の論点 下

必要性高まる魚価対策

水産物安定供給推進機構
専務理事兼事務局長
坂井　眞樹氏

水経塾
SUIKEI JUKU

◇視点2 ほかの対策で魚価下支えはできるか？

論点⑨ 資源管理と魚価下支え

どのような資源管理措置が導入されても、漁獲量が資源状況や漁模様によって大きく変動する性質は変わらない。水産政策改革によって対象魚種が拡大される漁獲可能量（TAC）と個別漁獲割当（IQ）は年間の漁獲量を定めるものであり、脂の乗りがよいなどマーケットが求める魚が獲れる時期に多くの漁業者が競合して漁獲を行うことや、漁模様によって日々の水揚げが集中し魚価が下落するリスクをなくすことはできない。

魚価の低迷が続けば、IQ運用上の大きな問題点である、低級魚の洋上投棄を誘発する恐れがある。

平準化事業を活用して日々の魚価下落リスクを低減し、漁業者ができる限り安心して水揚げを行える環境をつくることは、資源管理政策を進めるためにも、またIQの円滑な導入を図るためにも重要である。

論点⑩ 漁業共済と魚価下支え

漁業共済・積立ぷらすは過去の平均収入を補償する仕組みであり、魚価低迷時における下支え効果には限界がある。

共済金で漁業者の収入が補填されても、水揚げはないから市場での取引は行われず、漁獲物の選別や運搬にかかる雇用も生まれない。水産物にかかる経済活動は水揚げがあって初めて回っていく。平準化事業によって魚価の安定を図り、水揚げを継続して縮小再生産の負のスパイラルに陥ることを回避する必要がある。

平準化事業は魚価の低迷を回避することによって、積立ぷらすの補填金支払い、ひいては財政支出を大きく削減する効果を有している。魚価安定と積立ぷらすが相まって漁業経営を支えることが必要である。

◇視点3 平準化事業をどう改善するか？

論点⑪ 位置付けを明確化する

現行基本計画では、平準化事業は「水揚げ集中時の調整保管による供給平準化などにより、漁業と連携した原料確保を図る」として、加工原料確保対策として位置付けられている（図参照）。

加工原料魚供給の安定化は平準化事業による事業効果の一つであるが、あくまでも本来の役割は魚価の安定である。本来の役割を明確にしてこなかったことにも、平準化事業が大きく後退してきた原因があるのではないだろうか。

今回の教訓に基づいて、新たな水産基本計画では、セーフティーネットとしての重要性を踏まえ、2002年に策定された最初の水産基本計画と同様に、平準化事業を水産基本法に基づく魚価安定対策として明確に位置付けることが必要である。

論点⑫ 対象魚種の復活が必要

事業実績がないとの行政事業レビューなどの指摘を受けて、06年度以降、14魚種が平準化事業の対象魚種から除外されている。ところが、除外された14魚種のうち7魚種（メバチ、キハダ、クロマグロ、ミナミマグロ、タコ、ホッケ、ホタテ）については、魚価の下落を受けてコロナ対応平準化事業が発動されることとなった。

補正予算による事業の発動には時間を要する。補正予算が成立し事業が承認されたのは、いちばん早いホタテで昨年5月28日と、新型コロナの影響がすでに拡大してからであった。除外された魚種の事業発動の遅れは、未曽有の事態にさらされた漁業経営への大きな打撃となったと推定される。

事業実績のない魚種の除外は何ら財政支出の節減にはつながらず、セーフティーネット機能の脆（ぜい）弱化を招いただけであった。行政事業レビューでこうした事態を招く結果となった指摘を行った有識者は何の責任も問われないが、対象魚種が除外されず十分な予算があれば、より迅速な事業の発動ができたはずである。

今回の教訓を生かして、対象魚種の復活によるセーフティーネット機能の回復が必要である。

論点⑬ 保管経費の助成を復活

行政改革推進会議の、国の関与については「真に必要なものに見直すべきだ」との指摘を受け、18年度からノリ、サケ、餌料用魚の保管経費助成が打ち切られた。

平準化事業の目的である調整保管に対する助成打ち切りは事業の実質的廃止に等しい。金額ベースでも補助率の99%カットに相当する。対象魚種だけをみれば、ノリなどは依然として平準化事業の対象であるが、実際には価格安定機能を果たすことは困難である。外見的には大きな変更はない形を取りつつ、実質的廃止に等しい措置を行う、このような形での政策決定には強い疑問を感じざるを得ない。

今年のノリ養殖は、過去最低の18年度をわずかに1%上回る生産量だったが、コロナ禍で最大仕向け先のコンビニ需要が落ち込んだことで、価格は2割減と大幅に下落した。このような状況に対応して、保管経費も助成対象となるコロナ対応平準化事業を活用してJF全漁連が買い取りを行い、ノリの共販価格を下支えした。保管経費助成なしの事業では下支えが不十分で、廃業する養殖漁家がさらに増大していたのではないだろうか。

不漁対策が功を奏しサケの回帰量が増大したとしても、保管経費の助成なしでは魚価の安定を図ることは困難である。

今回の事例により、販売リスクをカバーし魚価下支え効果を発現させるために「真に必要である」ことが明らかになった保管経費助成を復活することが必要である。

論点⑭ 実施主体を復活・追加

コロナ対応平準化事業では、全漁連など既存の事業実施主体に加えて、かつては平準化事業の事業実施主体であった日かつ漁協やJFみやぎをはじめとする県漁連や単協も事業を実施し、大きな成果を上げている。

当初予算による平準化事業についても、日かつ漁協の事業実施主体への復活や所要の運営能力を有する県漁連などの追加を早急に行う必要がある。

論点⑮ 基金方式の復活が必要

基金方式は真に必要な事業に絞り込むべきだとの経済財政諮問会議の指摘を受けて、15年度から単年度予算方式に変更された。

平準化事業は盛漁期に買い取った漁獲物を調整保管し、端境期に売り渡す仕組みである。魚種によっては、当年度に買い取った魚を翌年度に売り渡すことが通例の、年度をまたいだ運営が必要な事業である。

漁模様によって資金需要が左右され、年によって支出額が変動しやすい事業でもある。単年度で使い切る性質の予算ではないことから、切れ目のない円滑な運用を可能とするために基金方式に戻すことが必要である。

◇むすび

先行きが不透明な中で、セーフティーネットである魚価安定対策の必要性は高まるばかりである。

今回、コロナ禍によって外食需要の減退や輸出市場の縮小といったリスクが顕在化したが、魚価をめぐっては、環境変動、自然災害、風評被害など多くのリスクが存在している。今回の件を契機として、魚価安定対策の今日的重要性を改めて認識する必要があるのではないだろうか。

水産基本計画における平準化事業の位置付け （図）

水産基本計画（平成29年4月）

4（1）加工・流通・消費に関する施策の展開

エ　新技術・新物流体制の導入等による産地卸売市場の改革と生産者・消費者への利益の還元

（前略）水産加工業等の役割は重要であり、HACCPや最新の冷凍技術等による品質・衛生管理体制の強化、省力化等の新たな技術・生産体制の導入等を進めるとともに、漁業生産の安定・拡大、冷凍・冷蔵施設の整備、**水揚げ集中時の調整保管による供給平準化等により、漁業と連携した原料確保を図る。**（後略）

水産基本計画（平成14年3月）

2　水産業の健全な発展に関する施策（4）　漁業災害による損失の補てん等

イ　水産物の価格の著しい変動の緩和

水産物調整保管事業の適切な実施、水産物需給に関する情報の提供等により、水産物の価格の著しい変動の緩和を図る。